

第2回 光市中学校部活動改革推進協議会  
文化芸術活動推進部会 要項

令和6年7月25日（木）

光市教育委員会 2階会議室

1 開会

2 委嘱状交付

3 議事

(1) 所管説明

進捗状況及びアンケート結果について

(2) 協議事項

吹奏楽の地域移行に向けて

(3) その他

光市公認指導者資格取得経費補助金について

4 閉会

## 第2回 光市中学校部活動改革推進協議会文化芸術活動推進部会 参加者一覧

### 1 文化芸術活動推進部会（7名）

番号	区分	所属等	氏名	備考
1	部長	光市中学校文化連盟会長（大和中学校校長）	福岡 栄治	
2	教職員	教頭会代表（附属光中学校教頭）	平田 寛子	
3	教職員	光市中学校文化連盟担当（光井中学校教諭）	金光 修一	
4	地域	光文化協会会長	原田歌鶴恵	
5	地域	ひかり吹奏楽団団長	柴崎 宏充	
6	PTA	光市PTA連合会副会長（上島田小）	石川 友士	
7	行政	教育委員会文化・社会教育課長	国広 公平	

### 2 事務局（教育委員会）

番号	区分	所属等	氏名	備考
1	行政	学校教育課長兼部活動改革推進室長	原田 敦史	
2	行政	学校教育課指導係長兼部活動改革推進室 学校部活動担当係長	中野未千尋	
3	行政	文化・社会教育課文化振興係長兼部活動 改革推進室文化芸術担当係長	山下 俊一	
4	行政	スポーツ推進課スポーツ推進係長兼部活 動改革推進室スポーツ担当係長	小田亜紀子	
5	行政	部活動改革推進室部活動改革推進係長	宮本 佳典	

# 光市公認指導者資格取得経費補助金のお知らせ

## ■ 公認指導者資格取得経費補助金とは

中学校部活動の地域移行に係る地域クラブ活動団体の指導者として携わる意欲がある方に対して、新たに公認指導者資格を取得するための費用を補助する制度です。

## ■ 補助金を受けるための要件

令和5年4月1日以降に公認指導者資格を取得し、以下のすべてに該当する方

- (1) 資格取得後において、中学校部活動の地域移行に係る光市地域クラブ活動団体の代表者又は指導者として協力ができる方
- (2) 他の機関等から同一の目的で交付される補助金等を受けていない方
- (3) 職業スポーツ従事者でない方
- (4) 光市内にお住まいで、市税を完納している方

## ■ 補助金の対象となる資格

- ・公益財団法人日本スポーツ協会が認定する指導者資格
- ・その他公益法人などが認定する指導者資格 ※文化芸術関係も含む

## ■ 補助対象経費や補助額など

### (1) 補助対象経費

- ・資格の取得に係る受講料（テキスト等の購入費を含む）
- ・資格登録料

※交通費や宿泊費などの経費や、資格登録更新料は対象となりません。

### (2) 補助金の額

補助対象経費の10分の10に相当する額（千円未満切捨て）

※上限額50,000円、1人につき1回限り

### (3) 交付決定の取消し

交付決定者が次のいずれかに該当した場合は、交付決定を取り消します。

ア 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

イ 交付決定を受けた日から起算して4年以内に、光市地域クラブ活動団体の代表者や指導者として協力ができなくなったとき。

※既に補助金を交付しているときは、補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。

光市教育委員会 部活動改革推進室

〒743-0011 光市光井九丁目18番3号

TEL 0833-44-7244 FAX 0833-72-2246

bukatsu@edu.city.hikari.lg.jp

光市ホームページ  
で詳細を確認して  
ください。 ⇒⇒



# 光市中学校部活動の地域移行に係る基本的な考え方

光市中学校部活動改革推進協議会

令和5年12月

## 1 目指す姿

国の示す「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、学校における部活動を地域における活動へと積極的に変えていくとともに、「地域の子どもたちは学校を含め地域で育てる」という意識の下、一人ひとりの子どもの願いに応じたスポーツ・文化芸術活動をはじめ、種々の活動に親しむことのできる持続可能で多様な環境と体制を整備することにより、望ましい成長を図ることができ活動の場を構築する。

## 2 地域移行の方向性

### (1) 地域移行の時期

- 国の示す「改革推進期間（令和5年度から令和7年度）」の3年間を目途に、地域スポーツ・文化芸術環境整備のための取組を重点的に行い、令和8年度中の学校部活動の地域移行の実現を目指す。なお、学校部活動の地域移行は、平日、休日の区分なく行うこととする。
- 学校部活動については令和7年度末をもって終了することを基本とするが、令和8年度に中学校3年生になる生徒が所属する学校部活動の終了時期については、各学校等の実情によるものとする。

### (2) 運営形態

- 学校単位の「学校部活動」から地域による「地域クラブ活動」に移行する（国が示す類型例の「地域スポーツ団体等運営型」（別紙〈資料1〉）を基本とする）。

### (3) 活動内容

- 既存の地域スポーツ・文化芸術活動を基本的な移行先の受け皿としつつ、生徒の状況に適した多様な活動の場を検討する。

### (4) 地域移行の工程

- 大会の在り方等の見直し状況も勘案しながら、活動の運営主体となる地域団体等の体制が整った活動から順次移行する。
- 「学校部活動」と「地域クラブ活動」が併存する移行期間を設けるなど、生徒や保護者、学校にとって円滑な移行を検討する。

### (5) 指導者

- 大会等参加に必要な指導者資格や指導者としての資質・能力を有する地域の指導者（一部教職員の兼職兼業）とする。

### (6) 会費等

- 指導者の報酬、保険料、移動費用、会場使用料、用具代などについては、受益者負担を基本とする。

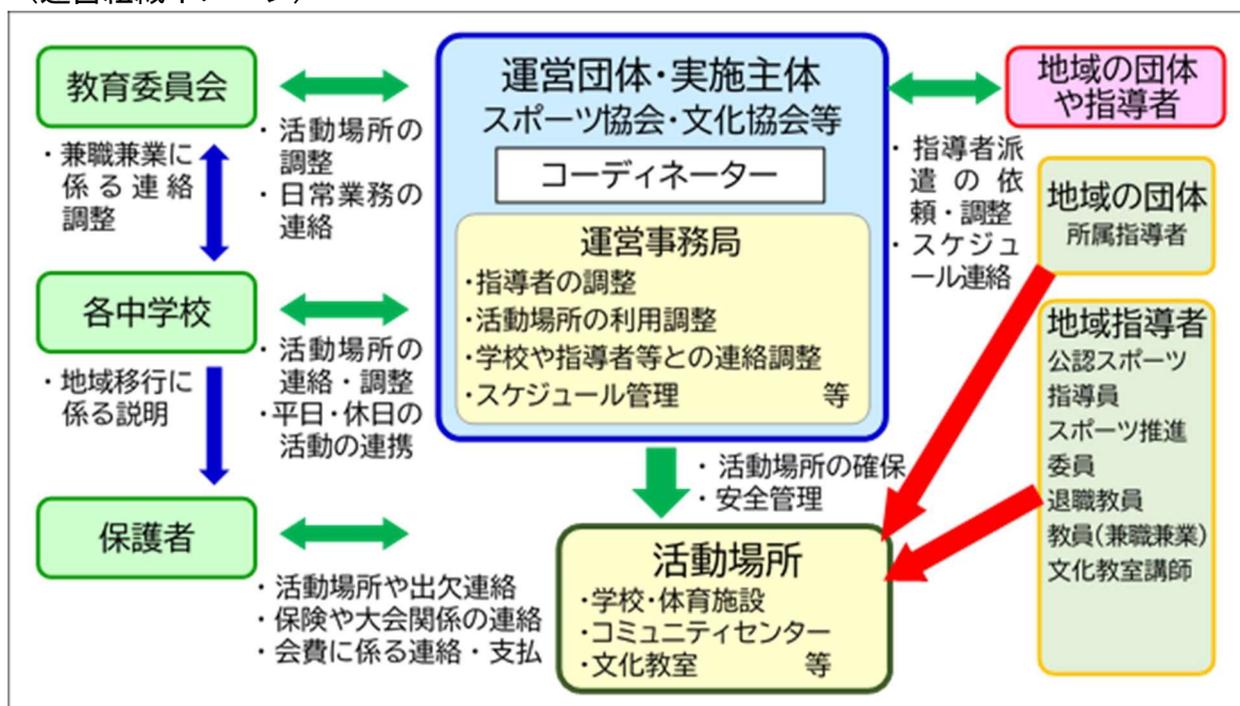
## 3 地域移行推進のための体制

- (1) 中学校部活動の地域移行の取組は、教育委員会が主管する。
- (2) 教育委員会は、地域移行に係る計画や取組の詳細等を協議する機関として光市中学校部活動改革推進協議会を設置し、協議会の報告を受け地域移行に係る施策を決定する。
- (3) 学校は地域スポーツ・文化芸術団体等との連携を深めるとともに、生徒・保護者等からの情報収集、並びに部活動の移行に関する情報の提供および周知に協力する。また、円滑な移行のための校内体制の構築、学校施設の提供、生徒・保護者等への連絡調整を行う。
- (4) スポーツ・文化芸術活動等各地域団体は、各協会、教育委員会、学校と連携し中学生の多様な体験機会の確保に努める。

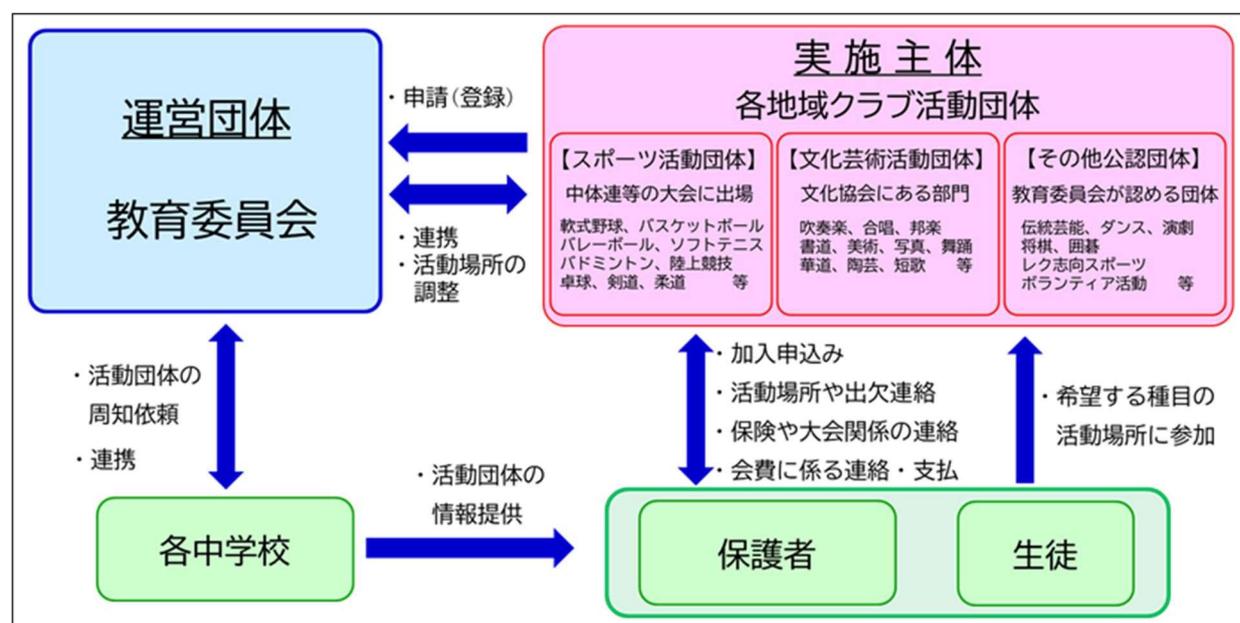
### 〈資料1〉 地域移行完了後の運営組織

- スポーツ協会や文化協会等地域団体が運営の中心となり、地域や中学校等と連携する「スポーツ・文化協会等運営型」とする。
- スポーツ協会や文化協会等が運営事務局となり、コーディネーターが指導者の調整、中学校や指導者、生徒・保護者等との連絡調整、活動場所の利用調整、地域のスポーツ団体等との連絡調整などを行う。
- スポーツ協会や文化協会等は、地域の指導者である公認スポーツ指導者や退職教職員、兼職兼業の教員、保護者、大学生等の地域のスポーツ・文化指導者に依頼を行い、指導者として派遣することができる。

### (運営組織イメージ)



### ●令和7年度までの運営体制イメージ



## ○光市中学校部活動改革推進協議会設置要綱

### (設置)

第1条 光市内中学校生徒のスポーツ、文化芸術等の幅広い活動機会を確保し、体力や技能の向上を図るとともに、部活動に伴う教職員の負担を軽減するため、部活動の在り方や地域移行について検討する光市中学校部活動改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 部活動改革に係るスポーツ・文化芸術活動の仕組みづくりに関すること。
- (2) 部活動の地域移行の円滑な推進のための具体的施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

### (組織等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者
- (2) 地域スポーツ・文化芸術活動団体の代表者
- (3) 学校の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

2 委員の任期は1年（4月1日から翌年3月31日まで）とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育長が指名し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

### (代表者会議)

第6条 協議会の議決機関として、協議会に代表者会議を置く。

- 2 代表者会議は、第2条に規定する所掌事項について協議又は検討をし、その結果について教育委員会に報告するものとする。
- 3 代表者会議に属する委員（以下「代表委員」という。）は、教育委員会が指名する。
- 4 代表者会議は、代表委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会長は、必要に応じて代表者会議に代表委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

（部会）

第7条 専門的な事項について審議するため、協議会に次に掲げる部会を置く。

（1）スポーツ活動推進部会

（2）文化芸術活動推進部会

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部長及び副部長各1人を置く。
- 4 部長は会長が指名し、副部長は部長が指名する。
- 5 部長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 6 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 第5条の規定にかかわらず、部会の会議は、部長が招集し、部長がその議長となる。
- 8 部長は、部会の会議の経過及び結果について代表者会議に報告するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（庶務）

第8条 協議会の庶務は、光市教育委員会部活動改革推進室、学校教育課、スポーツ推進課及び文化・社会教育課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和4年12月20日から施行する。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。